

突然の自転車事故！

働けなくなると、

収入が減少したときのもしもの備えをしていますか？



<長期間働くことができない場合>の影響

死亡と同程度かもしくはそれ以上の備えが、様々な局面において必要となるかもしれません。

	亡くなられた場合	長期間働くことができない場合
給与	死亡退職金・弔慰金の給付	退職後の退職で 収入ストップ
公的給付	遺族年金の給付	(重度の場合のみ) 障害年金の給付
住宅ローン	団体信用生命保険により完済	返済が 継続
生命保険	死亡保険金の給付	保険料支払いが 継続
公的年金	保険料支払いは不要	保険料支払いが 継続
生活費	本人分は不要	引き続き 必要
教育費	引き続き 必要	引き続き 必要
医療費	不要	さらに 必要



そこで 所得補償保険は収入が減少したときの**備え**ができます！

(公財) 日本サイクリング協会所得補償保険のメリット

Point

①

自転車事故でケガをして働けなくなった場合の所得を補償

Point

②

自転車事故以外のケガで働けなくなった場合、
また**病気**で働けなくなった場合も補償。

Point

③

(公財) 日本サイクリング協会賛助会員限定！
団体保険制度のメリットを生かし、**15%の団体割引**が適用

Point

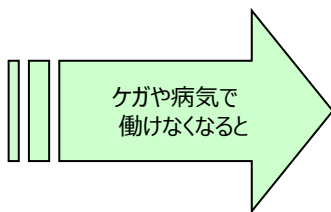
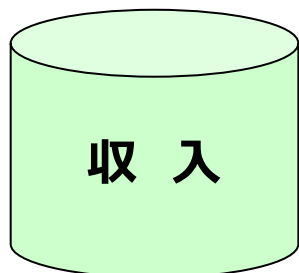
④

会員登録後の中途加入対応可能！

「団体所得補償保険（所得補償保険）」はケガや病気で働けなくなったとき、収入ダウンを補償する保険です。

健康や事故に注意していても、働けなくなることがあります。私たちはもっと自転車に安心して乗っていただきたいです。

この部分を所得補償保険で備えましょう！



※健康保険の傷病手当金などのことをいいます。



加入例

自転車事故で半年間(6か月と10日)会社を休むこととなった(自宅療養も含む)。

加入セットB

男性45才 1口加入 保険料19,470円(一時払)



保険金お支払例

お支払対象期間：6か月と10日 - 免責期間4日 = 6か月と6日

お支払保険金：(月額10万×6か月)+(月額10万×6日/30日)

合計 **62万円**

※加入窓口はJCAホームページのみです。

◆◆お問合わせ・ご相談は…◆◆

【代理店・扱者】

ファロス・コンサルティング株式会社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-8-5

パレドール池袋202

TEL：03-5960-7733

FAX：03-5960-7732

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険(株) 公務第二部営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B23-902299 承認年月：2023年12月